

館林市訪問型サービス(独自)サービスコード表

訪問介護従前相当サービス事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1176	1月につき	
A2	2111	訪問型サービス11日割		日割りの場合	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2349	2349	1月につき
A2	2211	訪問型サービス12日割		日割りの場合	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3727	3727	1月につき
A2	2321	訪問型サービス13日割		日割りの場合	123単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12単位 減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合	1単位 減算	-1
A2	C212	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位 減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割りの場合	1単位 減算	-1
A2	C214	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位 減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割りの場合	1単位 減算	-1
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位の10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位の15% 減算		
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位の12% 減算		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15% 加算		1月につき	
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の15% 加算		1日につき	
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の15% 加算		1回につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10% 加算		1日につき	
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10% 加算		1回につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5% 加算		1日につき	
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5% 加算		1回につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位 加算	200		
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	200	
A2	6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位 加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	1月につき	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算			

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」及び「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入します。

※色分けは以下のとおりです。

新設	水色
変更	黄色
廃止	灰色

館林市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表

館林市訪問型サービスA事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A3	3001	訪問型サービスA(1割負担)	訪問型サービスA費(独自/定率)	事業対象者・要支援1・要支援2	90%	233	1回につき
A3	3002	訪問型サービスA(2割負担)			80%	233	
A3	3003	訪問型サービスA(3割負担)			70%	233	
A3	3004	訪問型サービスA(4割負担)			60%	233	
A3	3005	訪問型サービスA・週1回程度(1割負担)	訪問型サービスA費(独自/定率)	事業対象者・要支援1・要支援2 (1月につき5回まで)	90%	233	1回につき
A3	3006	訪問型サービスA・週1回程度(2割負担)			80%	233	
A3	3007	訪問型サービスA・週1回程度(3割負担)			70%	233	
A3	3008	訪問型サービスA・週1回程度(4割負担)			60%	233	
A3	3009	訪問型サービスA・週2回程度(1割負担)	訪問型サービスA費(独自/定率)	事業対象者・要支援1・要支援2 (1月につき10回まで)	90%	233	1回につき
A3	3010	訪問型サービスA・週2回程度(2割負担)			80%	233	
A3	3011	訪問型サービスA・週2回程度(3割負担)			70%	233	
A3	3012	訪問型サービスA・週2回程度(4割負担)			60%	233	

※色分けは以下のとおりです。

新設	水色
変更	黄色
廃止	灰色

館林市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表

訪問介護従前相当サービス事業者が給付制限(割負担)のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A3	1011 訪問型サービス11(制限3割)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合					
A3	1301 訪問型サービス11・同一(制限3割)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	118単位 減算	70%	-118	
A3	1302 訪問型サービス11・同一2(制限3割)			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	235単位 減算	70%	-235	
A3	1303 訪問型サービス11・同一3(制限3割)			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	141単位 減算	70%	-141	
A3	1015 訪問型サービス11・日割(制限3割)					70%	39	
A3	1304 訪問型サービス11・日割・同一1(制限3割)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	4単位 減算	70%	-4	
A3	1305 訪問型サービス11・日割・同一2(制限3割)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	8単位 減算	70%	-8			
A3	1306 訪問型サービス11・日割・同一3(制限3割)	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	5単位 減算	70%	-5			
A3	1021 訪問型サービス12(制限3割)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(2)1週に2回程度の場合					
A3	1307 訪問型サービス12・同一1(制限3割)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	235単位 減算	70%	-235	
A3	1308 訪問型サービス12・同一2(制限3割)			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	470単位 減算	70%	-470	
A3	1309 訪問型サービス12・同一3(制限3割)			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	282単位 減算	70%	-282	
A3	1025 訪問型サービス12・日割(制限3割)					70%	77	
A3	1310 訪問型サービス12・日割・同一1(制限3割)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	8単位 減算	70%	-8	
A3	1311 訪問型サービス12・日割・同一2(制限3割)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	15単位 減算	70%	-15			
A3	1312 訪問型サービス12・日割・同一3(制限3割)	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	9単位 減算	70%	-9			
A3	1031 訪問型サービス13(制限3割)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(3)1週に2回を超える程度の場合					
A3	1313 訪問型サービス13・同一1(制限3割)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	373単位 減算	70%	-373	
A3	1314 訪問型サービス13・同一2(制限3割)			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	745単位 減算	70%	-745	
A3	1315 訪問型サービス13・同一3(制限3割)			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	447単位 減算	70%	-447	
A3	1035 訪問型サービス13・日割(制限3割)					70%	123	
A3	1316 訪問型サービス13・日割・同一1(制限3割)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	12単位 減算	70%	-12	
A3	1317 訪問型サービス13・日割・同一2(制限3割)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	25単位 減算	70%	-25			
A3	1318 訪問型サービス13・日割・同一3(制限3割)	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	15単位 減算	70%	-15			
A3	1013 訪問型サービスⅠ・同一(制限3割)	イ 訪問型サービス費(独自/定率)(Ⅰ)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	1058	1月につき		
A3	1017 訪問型サービスⅠ・日割・同一(制限3割)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	35	1日につき		
A3	1023 訪問型サービスⅡ・同一(制限3割)	ロ 訪問型サービス費(独自/定率)(Ⅱ)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	2114	1月につき		
A3	1027 訪問型サービスⅡ・日割・同一(制限3割)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	69	1日につき		
A3	1033 訪問型サービスⅢ・同一(制限3割)	ハ 訪問型サービス費(独自/定率)(Ⅲ)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	3354	1月につき		
A3	1037 訪問型サービスⅢ・日割・同一(制限3割)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	111	1日につき		
A3	1319 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11(制限3割)	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位 減算	70%	-12	1月につき
A3	1320 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割(制限3割)			日割りの場合	1単位 減算	70%	-1	1日につき
A3	1321 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12(制限3割)			(2)1週に2回程度の場合	23単位 減算	70%	-23	1月につき
A3	1322 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割(制限3割)			日割りの場合	1単位 減算	70%	-1	1日につき
A3	1323 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13(制限3割)			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位 減算	70%	-37	1月につき
A3	1324 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13日割(制限3割)			日割りの場合	1単位 減算	70%	-1	1日につき
A3	1131 訪問型サービス初回加算(制限3割)	チ 初回加算		200単位 加算	70%	200		
A3	1141 訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(制限3割)	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 加算	70%	100	1月につき	
A3	1142 訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(制限3割)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	70%	200		
A3	1143 訪問型サービス口腔連携強化加算(制限3割)	ホ 口腔連携強化加算		50単位 加算	70%	50	1回につき	
A3	1151 訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ(制限3割)	ヌ 介護職員処遇改善加算	週1回程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1176単位の137/1000 加算	70%	161	
A3	1325 訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ・同一1(制限3割)			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	16単位 減算	70%	-16	
A3	1326 訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ・同一2(制限3割)			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	32単位 減算	70%	-32	
A3	1327 訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ・同一3(制限3割)			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	19単位 減算	70%	-19	
A3	1152 訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ(制限3割)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1176単位の100/1000 加算	70%	118	
A3	1328 訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ・同一1(制限3割)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	12単位 減算	70%	-12	
A3	1329 訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ・同一2(制限3割)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	24単位 減算	70%	-24	
A3	1330 訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ・同一3(制限3割)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	14単位 減算	70%	-14	
A3	1153 訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ(制限3割)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1176単位の55/1000 加算	70%	65	
A3	1331 訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ・同一1(制限3割)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	6単位 減算	70%	-6	
A3	1332 訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ・同一2(制限3割)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	13単位 減算	70%	-13	
A3	1333 訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ・同一3(制限3割)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	8単位 減算	70%	-8	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A3	6306	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・同一(制限3割)	週1回程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20 人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1058単位の63/1000 加算	70% 67
A3	6307	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・同一(制限3割)	週2回程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20 人以上にサービスを行う場合	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1058単位の42/1000 加算	70% 44
A3	6308	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・同一(制限3割)	週1回程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20 人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2114単位の63/1000 加算	70% 133
A3	6309	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・同一(制限3割)	週2回程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20 人以上にサービスを行う場合	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2114単位の42/1000 加算	70% 89
A3	6310	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ3・同一(制限3割)	週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20 人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3354単位の63/1000 加算	70% 211
A3	6311	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ3・同一(制限3割)	週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20 人以上にサービスを行う場合	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3354単位の42/1000 加算	70% 141
A3	6350	訪問型サービスベースアップ等支援加算1(制限3割)	介護職員等ベースアップ等支援加算		1176単位の24/1000 加算	70% 28
A3	6380	訪問型サービスベースアップ等支援加算1・同一(制限3割)	週1回程度 介護職員等ベースアップ等支援加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		3単位 減算	70% -3
A3	6381	訪問型サービスベースアップ等支援加算1・同一2(制限3割)	介護職員等ベースアップ等支援加算 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		6単位 減算	70% -6
A3	6382	訪問型サービスベースアップ等支援加算1・同一3(制限3割)	介護職員等ベースアップ等支援加算 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		3単位 減算	70% -3
A3	6351	訪問型サービスベースアップ等支援加算2(制限3割)	介護職員等ベースアップ等支援加算		2349単位の24/1000 加算	70% 56
A3	6383	訪問型サービスベースアップ等支援加算2・同一1(制限3割)	週2回程度 介護職員等ベースアップ等支援加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		6単位 減算	70% -6
A3	6384	訪問型サービスベースアップ等支援加算2・同一2(制限3割)	介護職員等ベースアップ等支援加算 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		11単位 減算	70% -11
A3	6385	訪問型サービスベースアップ等支援加算2・同一3(制限3割)	介護職員等ベースアップ等支援加算 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		7単位 減算	70% -7
A3	6352	訪問型サービスベースアップ等支援加算3(制限3割)	介護職員等ベースアップ等支援加算		3727単位の24/1000 加算	70% 89
A3	6386	訪問型サービスベースアップ等支援加算3・同一1(制限3割)	週2回を超える程度 介護職員等ベースアップ等支援加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		9単位 減算	70% -9
A3	6387	訪問型サービスベースアップ等支援加算3・同一2(制限3割)	介護職員等ベースアップ等支援加算 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		18単位 減算	70% -18
A3	6388	訪問型サービスベースアップ等支援加算3・同一3(制限3割)	介護職員等ベースアップ等支援加算 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		11単位 減算	70% -11
A3	6353	訪問型サービスベースアップ等支援加算1・同一(制限3割)	週1回程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20 人以上にサービスを行う場合		1058単位の24/1000 加算	70% 25
A3	6354	訪問型サービスベースアップ等支援加算2・同一(制限3割)	週2回程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20 人以上にサービスを行う場合		2114単位の24/1000 加算	70% 51
A3	6355	訪問型サービスベースアップ等支援加算3・同一(制限3割)	週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20 人以上にサービスを行う場合		3354単位の24/1000 加算	70% 80

※「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」及び

「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入します。また、これらの減算を適用する場合、

基本報酬に対応する減算項目を一緒に算定すると同時に、処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算についても当該加算に対応する減算項目を一緒に算定してください。

※色分けは以下のとおりです。

新設	水色
変更	黄色
廃止	灰色

館林市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表

訪問介護従前相当サービス事業者が給付制限(4割負担)のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A3	1411 訪問型サービス11(制限4割)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合				
A3	1501 訪問型サービス11・同一(制限4割)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	118単位 減算	60%	-118
A3	1502 訪問型サービス11・同一2(制限4割)			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	235単位 減算	60%	-235
A3	1503 訪問型サービス11・同一3(制限4割)			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	141単位 減算	60%	-141
A3	1415 訪問型サービス11・日割(制限4割)					60%	39
A3	1504 訪問型サービス11・日割・同一(制限4割)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	4単位 減算	60%	-4
A3	1505 訪問型サービス11・日割・同一2(制限4割)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	8単位 減算	60%	-8		
A3	1506 訪問型サービス11・日割・同一3(制限4割)	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	5単位 減算	60%	-5		
A3	1419 訪問型サービス12(制限4割)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(2)1週に2回程度の場合				
A3	1507 訪問型サービス12・同一(制限4割)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	235単位 減算	60%	-235
A3	1508 訪問型サービス12・同一2(制限4割)			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	470単位 減算	60%	-470
A3	1509 訪問型サービス12・同一3(制限4割)			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	282単位 減算	60%	-282
A3	1423 訪問型サービス12・日割(制限4割)					60%	77
A3	1510 訪問型サービス12・日割・同一(制限4割)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	8単位 減算	60%	-8
A3	1511 訪問型サービス12・日割・同一2(制限4割)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	15単位 減算	60%	-15		
A3	1512 訪問型サービス12・日割・同一3(制限4割)	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	9単位 減算	60%	-9		
A3	1427 訪問型サービス13(制限4割)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(3)1週に2回を超える程度の場合				
A3	1513 訪問型サービス13・同一(制限4割)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	373単位 減算	60%	-373
A3	1514 訪問型サービス13・同一2(制限4割)			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	745単位 減算	60%	-745
A3	1515 訪問型サービス13・同一3(制限4割)			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	447単位 減算	60%	-447
A3	1431 訪問型サービス13・日割(制限4割)					60%	123
A3	1516 訪問型サービス13・日割・同一(制限4割)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	12単位 減算	60%	-12
A3	1517 訪問型サービス13・日割・同一2(制限4割)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	25単位 減算	60%	-25		
A3	1518 訪問型サービス13・日割・同一3(制限4割)	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	15単位 減算	60%	-15		
A3	1413 訪問型サービスⅠ・同一(制限4割)	イ 訪問型サービス費(独自/定率)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	1058	
A3	1417 訪問型サービスⅠ・日割・同一(制限4割)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	35	
A3	1421 訪問型サービスⅡ・同一(制限4割)	ロ 訪問型サービス費(独自/定率)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	2114	
A3	1425 訪問型サービスⅡ・日割・同一(制限4割)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	69	
A3	1429 訪問型サービスⅢ・同一(制限4割)	ハ 訪問型サービス費(独自/定率)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	3354	
A3	1433 訪問型サービスⅢ・日割・同一(制限4割)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	111	
A3	1519 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11(制限4割)	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位 減算	60%	-12
A3	1520 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割(制限4割)			日割りの場合	1単位 減算	60%	-1
A3	1521 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12(制限4割)			(2)1週に2回程度の場合	23単位 減算	60%	-23
A3	1522 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割(制限4割)			日割りの場合	1単位 減算	60%	-1
A3	1523 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13(制限4割)			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位 減算	60%	-37
A3	1524 訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13日割(制限4割)			日割りの場合	1単位 減算	60%	-1
A3	1435 訪問型サービス初回加算(制限4割)	チ 初回加算		200単位 加算	60%	200	
A3	1436 訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(制限4割)	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 加算	60%	100	
A3	1497 訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(制限4割)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	60%	200	
A3	1498 訪問型サービス口腔連携強化加算(制限4割)	ホ 口腔連携強化加算		50単位 加算	60%	50	
A3	1437 訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ(制限4割)	ヌ 介護職員処遇改善加算	週1回程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1176単位の137/1000 加算	60%	161
A3	1525 訪問型サービス処遇改善加算ⅠⅠ・同一(制限4割)			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	16単位 減算	60%	-16
A3	1526 訪問型サービス処遇改善加算ⅠⅠ・同一2(制限4割)			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	32単位 減算	60%	-32
A3	1527 訪問型サービス処遇改善加算ⅠⅠ・同一3(制限4割)			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	19単位 減算	60%	-19
A3	1438 訪問型サービス処遇改善加算ⅡⅠ(制限4割)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1176単位の100/1000 加算	60%	118
A3	1528 訪問型サービス処遇改善加算ⅡⅠ・同一(制限4割)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	12単位 減算	60%	-12
A3	1529 訪問型サービス処遇改善加算ⅡⅠ・同一2(制限4割)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	24単位 減算	60%	-24
A3	1530 訪問型サービス処遇改善加算ⅡⅠ・同一3(制限4割)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	14単位 減算	60%	-14
A3	1439 訪問型サービス処遇改善加算ⅢⅠ(制限4割)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1176単位の55/1000 加算	60%	65
A3	1531 訪問型サービス処遇改善加算ⅢⅠ・同一(制限4割)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	6単位 減算	60%	-6
A3	1532 訪問型サービス処遇改善加算ⅢⅠ・同一2(制限4割)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	13単位 減算	60%	-13
A3	1533 訪問型サービス処遇改善加算ⅢⅠ・同一3(制限4割)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	8単位 減算	60%	-8

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位					
種類	項目										
A3	6318	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・同一(制限4割)	ル 介護職員等特定処遇改善加算	週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1058単位の63/1000 加算	60%	67	1月につき		
A3	6319	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・同一(制限4割)		週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1058単位の42/1000 加算	60%	44			
A3	6320	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・同一(制限4割)		週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2114単位の63/1000 加算	60%	133			
A3	6321	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・同一(制限4割)		週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2114単位の42/1000 加算	60%	89			
A3	6322	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ3・同一(制限4割)		週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3354単位の63/1000 加算	60%	211			
A3	6323	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ3・同一(制限4割)		週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3354単位の42/1000 加算	60%	141			
A3	6356	訪問型サービスベースアップ等支援加算1(制限4割)	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	週1回程度	介護職員等ベースアップ等支援加算	1176単位の24/1000 加算	60%	28	1月につき		
A3	6407	訪問型サービスベースアップ等支援加算1・同一(制限4割)		週1回程度	介護職員等ベースアップ等支援加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3単位 減算	60%	-3			
A3	6408	訪問型サービスベースアップ等支援加算1・同一2(制限4割)		週1回程度	介護職員等ベースアップ等支援加算 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	6単位 減算	60%	-6			
A3	6409	訪問型サービスベースアップ等支援加算1・同一3(制限4割)		週1回程度	介護職員等ベースアップ等支援加算 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	3単位 減算	60%	-3			
A3	6357	訪問型サービスベースアップ等支援加算2(制限4割)		週2回程度	介護職員等ベースアップ等支援加算	2349単位の24/1000 加算	60%	56			
A3	6410	訪問型サービスベースアップ等支援加算2・同一1(制限4割)		週2回程度	介護職員等ベースアップ等支援加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	6単位 減算	60%	-6			
A3	6411	訪問型サービスベースアップ等支援加算2・同一2(制限4割)		週2回程度	介護職員等ベースアップ等支援加算 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	11単位 減算	60%	-11			
A3	6412	訪問型サービスベースアップ等支援加算2・同一3(制限4割)		週2回程度	介護職員等ベースアップ等支援加算 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	7単位 減算	60%	-7			
A3	6358	訪問型サービスベースアップ等支援加算3(制限4割)		週2回を超える程度	介護職員等ベースアップ等支援加算	3727単位の24/1000 加算	60%	89			
A3	6413	訪問型サービスベースアップ等支援加算3・同一1(制限4割)		週2回を超える程度	介護職員等ベースアップ等支援加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	9単位 減算	60%	-9			
A3	6414	訪問型サービスベースアップ等支援加算3・同一2(制限4割)		週2回を超える程度	介護職員等ベースアップ等支援加算 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	18単位 減算	60%	-18			
A3	6415	訪問型サービスベースアップ等支援加算3・同一3(制限4割)		週2回を超える程度	介護職員等ベースアップ等支援加算 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	11単位 減算	60%	-11			
A3	6359	訪問型サービスベースアップ等支援加算1・同一(制限4割)		ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		1058単位の24/1000 加算	60%		25	1月につき
A3	6360	訪問型サービスベースアップ等支援加算2・同一(制限4割)			週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		2114単位の24/1000 加算	60%		51	
A3	6361	訪問型サービスベースアップ等支援加算3・同一(制限4割)			週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		3354単位の24/1000 加算	60%		80	

※「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」及び

「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入します。また、これらの減算を適用する場合、

基本報酬に対応する減算項目を一緒に算定するのと同様に、処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算についても当該加算に対応する減算項目を一緒に算定してください。

※色分けは以下のとおりです。

新設	水色
変更	黄色
廃止	灰色

館林市通所型サービス(独自)サービスコード表

通所介護従前相当サービス事業者が使用します。

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	1111	通所型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	1798	1月につき
A6	1112	通所型サービス11日割		日割りの場合	59単位	59	1日につき
A6	1121	通所型サービス12		事業対象者・要支援2	3621単位	3621	1月につき
A6	1122	通所型サービス12日割		日割りの場合	119単位	119	1日につき
A6	C211	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	18単位 減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合	1単位 減算	-1
A6	C213	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位 減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割りの場合	1単位 減算	-1
A6	D211	通所型サービス業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	18単位 減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型サービス業務継続計画未策定減算11日割			日割りの場合	1単位 減算	-1
A6	D213	通所型サービス業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位 減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型サービス業務継続計画未策定減算12日割			日割りの場合	1単位 減算	-1
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5% 加算		1日につき
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5% 加算		1回につき
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位 減算	-376	
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位 減算	-752	
A6	5612	通所型サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位 減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位 加算	100	1月につき
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位 加算	225	1月につき
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位 加算	240	
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位 加算	50	
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位 加算	200	1月につき
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位 加算	150	
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位 加算	160	
A6	6310	通所型サービス一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位 加算	480	
A6	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ	チ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位 加算	480
A6	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅱ			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位 加算	480
A6	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅲ		栄養改善及び口腔機能向上	480単位 加算	480	
A6	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅳ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位 加算	700
A6	5005	通所型サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120単位 加算	120	
A6	6011	通所型サービス提供体制加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位 加算	88
A6	6012	通所型サービス提供体制加算Ⅱ			事業対象者・要支援2	176単位 加算	176
A6	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅲ		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位 加算	72
A6	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅳ			事業対象者・要支援2	144単位 加算	144
A6	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅴ		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位 加算	24
A6	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅵ			事業対象者・要支援2	48単位 加算	48
A6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(3月に1回を限度)	100単位 加算	100
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位 加算	200
A6	4003	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅲ			運動器機能向上加算を算定している場合	100単位 加算	100
A6	6200	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(6月に1回を限度)	20単位 加算	20
A6	6201	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(6月に1回を限度)	5単位 加算	5
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位 加算	40	1月につき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	フ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算	1月につき
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算	
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算	
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算	
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算	
A6	6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A6	8001	通所型サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	定員超過の場合 × 70%	1259	1月につき	
A6	8002	通所型サービス11日割・定超		日割りの場合	59単位		41	1日につき	
A6	8011	通所型サービス12・定超		事業対象者・要支援2			3621単位	2535	1月につき
A6	8012	通所型サービス12日割・定超			日割りの場合		119単位	83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A6	9001	通所型サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1259	1月につき	
A6	9002	通所型サービス11日割・人欠		日割りの場合	59単位		41	1日につき	
A6	9011	通所型サービス12・人欠		事業対象者・要支援2			3621単位	2535	1月につき
A6	9012	通所型サービス12日割・人欠			日割りの場合		119単位	83	1日につき

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、

「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※色分けは以下のとおりです。

新設	水色
変更	黄色
廃止	灰色

館林市通所型サービス(独自/定率)サービスコード表

館林市通所型サービスA事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A7	7001	通所型サービスA(1割負担)	通所型サービスA費(独自/定率)		事業対象者・要支援1・要支援2	90%	352	1回につき
A7	7002	通所型サービスA(2割負担)				80%	352	
A7	7003	通所型サービスA(3割負担)				70%	352	
A7	7004	通所型サービスA(4割負担)				60%	352	
A7	7005	通所型サービスA・同一建物減算(1割負担)	通所型サービスA費(独自/定率) 事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物 から利用する者に通所型サービスAを行う場合		事業対象者・要支援1・要支援2	90%	265	
A7	7006	通所型サービスA・同一建物減算(2割負担)				80%	265	
A7	7007	通所型サービスA・同一建物減算(3割負担)				70%	265	
A7	7008	通所型サービスA・同一建物減算(4割負担)				60%	265	

※色分けは以下のとおりです。

新設	水色
変更	黄色
廃止	灰色

館林市通所型サービス(独自/定率)サービスコード表

通所介護従前相当サービス事業者が給付制限(3割負担)のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A7	1001	通所型サービス11(制限3割)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1	1798単位	70%	1798	1月につき	
A7	1002	通所型サービス11・日割(制限3割)		日割りの場合	59単位	70%	59	1日につき
A7	1011	通所型サービス12(制限3割)		事業対象者・要支援2	3621単位	70%	3621	1月につき
A7	1012	通所型サービス12・日割(制限3割)			日割りの場合	119単位	70%	119
A7	1231	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11(制限3割)	高齢者虐待防止措置未実施減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位 減算	70%	-18	1月につき
A7	1232	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割(制限3割)		日割りの場合	1単位 減算	70%	-1	1日につき
A7	1233	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12(制限3割)		事業対象者・要支援2	36単位 減算	70%	-36	1月につき
A7	1234	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割(制限3割)			日割りの場合	1単位 減算	70%	-1
A7	1235	通所型サービス業務継続計画未策定減算11(制限3割)	業務継続計画未策定減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位 減算	70%	-18	1月につき
A7	1236	通所型サービス業務継続計画未策定減算11日割(制限3割)		日割りの場合	1単位 減算	70%	-1	1日につき
A7	1237	通所型サービス業務継続計画未策定減算12(制限3割)		事業対象者・要支援2	36単位 減算	70%	-36	1月につき
A7	1238	通所型サービス業務継続計画未策定減算12日割(制限3割)			日割りの場合	1単位 減算	70%	-1
A7	1239	通所型サービス同一建物減算1(制限3割)	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位 減算	70%	-376	1月につき
A7	1240	通所型サービス同一建物減算2(制限3割)		事業対象者・要支援2	752単位 減算	70%	-752	
A7	1241	通所型サービス送迎減算(制限3割)	事業所が送迎を行わない場合	47単位 減算	70%	-47	片道につき	
A7	1131	通所型生活向上グループ活動加算(制限3割)	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位 加算	70%	100	1月につき	
A7	1141	通所型サービス運動器機能向上加算(制限3割)	ハ 運動器機能向上加算	225単位 加算	70%	225	1月につき	
A7	1111	通所型サービス若年性認知症受入加算(制限3割)	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位 加算	70%	240	1月につき	
A7	1150	通所型サービス栄養アセスメント加算(制限3割)	ホ 栄養アセスメント加算	50単位 加算	70%	50		
A7	1151	通所型サービス栄養改善加算(制限3割)	ヘ 栄養改善加算	200単位 加算	70%	200		
A7	1161	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ(制限3割)	ト 口腔機能向上加算	150単位 加算	70%	150		
A7	1162	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ(制限3割)	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ) (2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位 加算	70%	160		
A7	1242	通所型サービス一体的サービス提供加算(制限3割)	チ 一体的サービス提供加算	480単位 加算	70%	480		
A7	1171	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1(制限3割)	チ 選択的サービス複数実施加算 (1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) (2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位 加算	70%	480	1月につき
A7	1172	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2(制限3割)		運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位 加算	70%	480	
A7	1173	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3(制限3割)		栄養改善及び口腔機能向上	480単位 加算	70%	480	
A7	1174	通所型複数サービス実施加算Ⅱ(制限3割)		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位 加算	70%	700	
A7	1181	通所型サービス事業所評価加算(制限3割)	リ 事業所評価加算	120単位 加算	70%	120		
A7	1197	通所型サービス提供体制加算Ⅰ1(制限3割)	リ サービス提供体制強化加算 (1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	88単位 加算	70%	88	1月につき
A7	1198	通所型サービス提供体制加算Ⅰ2(制限3割)		事業対象者・要支援2	176単位 加算	70%	176	
A7	1191	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1(制限3割)		事業対象者・要支援1	72単位 加算	70%	72	
A7	1192	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2(制限3割)		事業対象者・要支援2	144単位 加算	70%	144	
A7	1195	通所型サービス提供体制加算Ⅲ1(制限3割)		事業対象者・要支援1	24単位 加算	70%	24	
A7	1196	通所型サービス提供体制加算Ⅲ2(制限3割)		事業対象者・要支援2	48単位 加算	70%	48	
A7	1121	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(制限3割)	ヌ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(3月に1回を限度)	100単位 加算	70%	100	1月につき
A7	1122	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(制限3割)			200単位 加算	70%	200	
A7	1133	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2(制限3割)		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位 加算	70%	100	1月につき
A7	1143	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ(制限3割)	ル 口腔栄養スクリーニング加算 (1)口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (2)口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(6月に1回を限度)	20単位 加算	70%	20	1回につき
A7	1144	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ(制限3割)		(6月に2回を限度)	5単位 加算	70%	5	
A7	1145	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40単位 加算	70%	40		
A7	1201	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1(制限3割)	ヲ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	1798単位の59/1000 加算	70%	106	1月につき
A7	1243	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・同一(制限3割)		同一建物減算	22単位 減算	70%	-22	
A7	1244	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・定超(制限3割)		定員超過利用減算	32単位 減算	70%	-32	
A7	1245	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・人欠(制限3割)		人員基準欠如減算	32単位 減算	70%	-32	
A7	1202	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1(制限3割)			1798単位の43/1000 加算	70%	77	
A7	1246	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・同一(制限3割)		同一建物減算	16単位 減算	70%	-16	
A7	1247	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・定超(制限3割)		定員超過利用減算	23単位 減算	70%	-23	
A7	1248	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・人欠(制限3割)		人員基準欠如減算	23単位 減算	70%	-23	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A7	1203	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1(制限3割)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1798単位の23/1000 加算	70%	41
A7	1249	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・同一(制限3割)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	同一建物減算 8単位 減算	70%	-8
A7	1250	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・定超(制限3割)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	定員超過利用減算 12単位 減算	70%	-12
A7	1251	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・人欠(制限3割)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	人員基準欠如減算 12単位 減算	70%	-12
A7	1205	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2(制限3割)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3621単位の59/1000 加算	70%	214
A7	1252	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・同一(制限3割)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	同一建物減算 45単位 減算	70%	-45
A7	1253	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・定超(制限3割)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	定員超過利用減算 64単位 減算	70%	-64
A7	1254	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・人欠(制限3割)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	人員基準欠如減算 64単位 減算	70%	-64
A7	1206	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2(制限3割)	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3621単位の43/1000 加算	70%	156
A7	1255	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・同一(制限3割)	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	同一建物減算 33単位 減算	70%	-33
A7	1256	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・定超(制限3割)	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	定員超過利用減算 47単位 減算	70%	-47
A7	1257	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・人欠(制限3割)	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	人員基準欠如減算 47単位 減算	70%	-47
A7	1207	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2(制限3割)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3621単位の23/1000 加算	70%	83
A7	1258	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・同一(制限3割)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	同一建物減算 17単位 減算	70%	-17
A7	1259	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・定超(制限3割)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	定員超過利用減算 25単位 減算	70%	-25
A7	1260	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・人欠(制限3割)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	人員基準欠如減算 25単位 減算	70%	-25
A7	1209	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算1(制限3割)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1170単位の59/1000 加算	70%	69
A7	1210	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算1(制限3割)	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 1170単位の43/1000 加算	70%	50
A7	1211	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算1(制限3割)	定員超過の場合、又は看護・介護職員が欠員の場合 (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1170単位の23/1000 加算	70%	27
A7	1213	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算1(制限3割)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2400単位の59/1000 加算	70%	142
A7	1214	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算1(制限3割)	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2 2400単位の43/1000 加算	70%	103
A7	1215	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算1(制限3割)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2400単位の23/1000 加算	70%	55
A7	1217	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算2(制限3割)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1296単位の59/1000 加算	70%	76
A7	1218	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・減算2(制限3割)	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 1296単位の43/1000 加算	70%	56
A7	1219	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算2(制限3割)	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合 (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1296単位の23/1000 加算	70%	30
A7	1221	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算2(制限3割)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2676単位の59/1000 加算	70%	158
A7	1222	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算2(制限3割)	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2 2676単位の43/1000 加算	70%	115
A7	1223	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算2(制限3割)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2676単位の23/1000 加算	70%	62
A7	6324	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1(制限3割)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1798単位の12/1000 加算	70%	22
A7	6374	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・同一(制限3割)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	同一建物減算 5単位 減算	70%	-5
A7	6375	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・定超(制限3割)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	定員超過利用減算 7単位 減算	70%	-7
A7	6376	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・人欠(制限3割)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	人員基準欠如減算 7単位 減算	70%	-7
A7	6325	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1(制限3割)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1798単位の10/1000 加算	70%	18
A7	6377	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・同一(制限3割)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	同一建物減算 4単位 減算	70%	-4
A7	6378	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・定超(制限3割)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	定員超過利用減算 5単位 減算	70%	-5
A7	6379	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・人欠(制限3割)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	人員基準欠如減算 5単位 減算	70%	-5
A7	6326	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2(制限3割)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3621単位の12/1000 加算	70%	43
A7	6380	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・同一(制限3割)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	同一建物減算 9単位 減算	70%	-9
A7	6381	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・定超(制限3割)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	定員超過利用減算 13単位 減算	70%	-13
A7	6382	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・人欠(制限3割)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	人員基準欠如減算 13単位 減算	70%	-13
A7	6327	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2(制限3割)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3621単位の10/1000 加算	70%	36
A7	6383	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・同一(制限3割)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	同一建物減算 7単位 減算	70%	-7
A7	6384	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・定超(制限3割)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	定員超過利用減算 11単位 減算	70%	-11
A7	6385	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・人欠(制限3割)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	人員基準欠如減算 11単位 減算	70%	-11
A7	6328	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・減算1(制限3割)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1170単位の12/1000 加算	70%	14
A7	6329	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・減算1(制限3割)	定員超過の場合、又は看護・介護職員が欠員の場合 (2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 1170単位の10/1000 加算	70%	12
A7	6330	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・減算1(制限3割)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2400単位の12/1000 加算	70%	29
A7	6331	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・減算1(制限3割)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2 2400単位の10/1000 加算	70%	24
A7	6332	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・減算2(制限3割)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1296単位の12/1000 加算	70%	16
A7	6333	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・減算2(制限3割)	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合 (2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 1296単位の10/1000 加算	70%	13
A7	6334	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・減算2(制限3割)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2676単位の12/1000 加算	70%	32
A7	6335	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・減算2(制限3割)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2 2676単位の10/1000 加算	70%	27

サービスコード		サービス内容略称	サービスコード	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A7	6362	通所型サービスベースアップ等支援加算1(制限3割)	☑ 介護職員等ベースアップ等支援加算	事業対象者・要支援1	1798単位の11/1000 加算	70%	20	1月につき	
A7	6386	通所型サービスベースアップ等支援加算1・同一(制限3割)			同一建物減算	4単位 減算	70%		-4
A7	6387	通所型サービスベースアップ等支援加算1・定超(制限3割)			定員超過利用減算	6単位 減算	70%		-6
A7	6388	通所型サービスベースアップ等支援加算1・人欠(制限3割)			人員基準欠如減算	6単位 減算	70%		-6
A7	6363	通所型サービスベースアップ等支援加算2(制限3割)		事業対象者・要支援2	3621単位の11/1000 加算	70%	40		
A7	6389	通所型サービスベースアップ等支援加算1・同一(制限3割)			同一建物減算	8単位 減算	70%		-8
A7	6390	通所型サービスベースアップ等支援加算1・定超(制限3割)			定員超過利用減算	12単位 減算	70%		-12
A7	6391	通所型サービスベースアップ等支援加算1・人欠(制限3割)			人員基準欠如減算	12単位 減算	70%		-12
A7	6364	通所型サービスベースアップ等支援加算1(制限3割)	タ 介護職員等ベースアップ等支援加算	定員超過の場合、又は看護・介護職員が欠員の 場合	事業対象者・要支援1	1170単位の11/1000 加算	70%	13	1月につき
A7	6365	通所型サービスベースアップ等支援加算2(制限3割)			事業対象者・要支援2	2400単位の11/1000 加算	70%	26	
A7	6366	通所型サービスベースアップ等支援加算1(制限3割)	タ 介護職員等ベースアップ等支援加算	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物 から利用する者に通所型サービス(独自/定率) を行う場合	事業対象者・要支援1	1296単位の11/1000 加算	70%	14	
A7	6367	通所型サービスベースアップ等支援加算2(制限3割)			事業対象者・要支援2	2676単位の11/1000 加算	70%	29	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	サービスコード	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A7	1031	通所型サービス11・定超(制限3割)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	定員超過の場合 × 70%	70%	1259	1月につき
A7	1032	通所型サービス11日割・定超(制限3割)			日割りの場合		59単位	70%	41
A7	1041	通所型サービス12・定超(制限3割)		事業対象者・要支援2	3621単位		70%	2535	1月につき
A7	1042	通所型サービス12日割・定超(制限3割)			日割りの場合		119単位	70%	83

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	サービスコード	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A7	1051	通所型サービス11・人欠(制限3割)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	70%	1259	1月につき
A7	1052	通所型サービス11日割・人欠(制限3割)			日割りの場合		59単位	70%	41
A7	1061	通所型サービス12・人欠(制限3割)		事業対象者・要支援2	3621単位		70%	2535	1月につき
A7	1062	通所型サービス12日割・人欠(制限3割)			日割りの場合		119単位	70%	83

事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合

サービスコード		サービス内容略称	サービスコード	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位			
種類	項目									
A7	1071	通所型サービス1・同一建物(制限3割)	イ 通所型サービス費(独自/定率)	事業対象者・要支援1	1672単位	所定単位(376単位)を減算	70%	1296	1月につき	
A7	1072	通所型サービス1・日割・同一建物(制限3割)			55単位		所定単位(12単位)を減算	70%	43	1日につき
A7	1081	通所型サービス2・同一建物(制限3割)		事業対象者・要支援2	3428単位		所定単位(752単位)を減算	70%	2676	1月につき
A7	1082	通所型サービス2・日割・同一建物(制限3割)			113単位			所定単位(25単位)を減算	70%	88

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、

「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「定員超過の場合」及び「看護・介護職員が欠員の場合」の各減算を適用する場合、

減算分を含めた基本報酬を算定し、処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、当該加算の算定と同時に対応する減算項目も一緒に算定してください。

※色分けは以下のとおりです。

新設	水色
変更	黄色
廃止	灰色

館林市通所型サービス(独自/定率)サービスコード表

通所介護従前相当サービス事業者が給付制限(4割負担)のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A7	1511	通所型サービス11(制限4割)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1798単位	60%	1798	1月につき		
A7	1512	通所型サービス11・日割(制限4割)		日割りの場合	59単位	60%	59	1日につき	
A7	1513	通所型サービス12(制限4割)		3621単位	60%	3621	1月につき		
A7	1514	通所型サービス12・日割(制限4割)	事業対象者・要支援2	日割りの場合	119単位	60%	119	1日につき	
A7	1583	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11(制限4割)		高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	18単位 減算	60%	-18	1月につき
A7	1584	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割(制限4割)	日割りの場合		1単位 減算	60%	-1	1日につき	
A7	1585	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12(制限4割)	事業対象者・要支援2		36単位 減算	60%	-36	1月につき	
A7	1586	通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割(制限4割)	日割りの場合		1単位 減算	60%	-1	1日につき	
A7	1587	通所型サービス業務継続計画未策定減算11(制限4割)	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	18単位 減算	60%	-18	1月につき	
A7	1588	通所型サービス業務継続計画未策定減算11日割(制限4割)		日割りの場合	1単位 減算	60%	-1	1日につき	
A7	1589	通所型サービス業務継続計画未策定減算12(制限4割)		事業対象者・要支援2	36単位 減算	60%	-36	1月につき	
A7	1590	通所型サービス業務継続計画未策定減算12日割(制限4割)		日割りの場合	1単位 減算	60%	-1	1日につき	
A7	1591	通所型サービス同一建物減算1(制限4割)	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位 減算	60%	-376	1月につき	
A7	1592	通所型サービス同一建物減算2(制限4割)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	752単位 減算	60%	-752	1月につき	
A7	1593	通所型サービス送迎減算(制限4割)	事業所が送迎を行わない場合	47単位 減算	60%	-47	片道につき		
A7	1516	通所型生活向上グループ活動加算(制限4割)	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位 加算	60%	100	1月につき		
A7	1517	通所型サービス運動器機能向上加算(制限4割)	ハ 運動器機能向上加算	225単位 加算	60%	225	1月につき		
A7	1515	通所型サービス若年性認知症受入加算(制限4割)	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位 加算	60%	240	1月につき		
A7	1576	通所型サービス栄養アセスメント加算(制限4割)	ホ 栄養アセスメント加算	50単位 加算	60%	50			
A7	1518	通所型サービス栄養改善加算(制限4割)	ヘ 栄養改善加算	200単位 加算	60%	200			
A7	1519	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ(制限4割)	ト 口腔機能向上加算	150単位 加算	60%	150			
A7	1577	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ(制限4割)	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	160単位 加算	60%	160	1月につき		
A7	1577	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ(制限4割)	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位 加算	60%	160			
A7	1594	通所型サービス一体的サービス提供加算(制限4割)	チ 一体的サービス提供加算	480単位 加算	60%	480	1月につき		
A7	1520	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1(制限4割)	チ 選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上及び栄養改善	480単位 加算	60%		480	
A7	1521	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2(制限4割)		(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位 加算		60%	480
A7	1522	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3(制限4割)		栄養改善及び口腔機能向上	480単位 加算	60%		480	
A7	1523	通所型複数サービス実施加算Ⅱ(制限4割)		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位 加算	60%	700	
A7	1524	通所型サービス事業所評価加算(制限4割)	リ 事業所評価加算	120単位 加算	60%	120	1月につき		
A7	1578	通所型サービス提供体制加算Ⅰ1(制限4割)	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位 加算	60%		88	
A7	1579	通所型サービス提供体制加算Ⅰ2(制限4割)		事業対象者・要支援2	176単位 加算	60%		176	
A7	1525	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1(制限4割)	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位 加算	60%		72	
A7	1526	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2(制限4割)		事業対象者・要支援2	144単位 加算	60%		144	
A7	1529	通所型サービス提供体制加算Ⅲ1(制限4割)	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位 加算	60%		24	
A7	1530	通所型サービス提供体制加算Ⅲ2(制限4割)		事業対象者・要支援2	48単位 加算	60%		48	
A7	1580	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(制限4割)	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(3月に1回を限度)	100単位 加算		60%	100
A7	1573	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ1(制限4割)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	60%	200		
A7	1574	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2(制限4割)		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位 加算	60%	100	1月につき	
A7	1581	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ(制限4割)	ル 口腔栄養スクリーニング加算	(1)口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(6月に1回を限度)	20単位 加算	60%	20	1回につき
A7	1582	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ(制限4割)		(2)口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(6月に2回を限度)	5単位 加算	60%	5	
A7	1575	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40単位 加算	60%	40	1月につき		
A7	1531	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1(制限4割)	ヲ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1798単位の59/1000 加算	60%		106	
A7	1585	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・同一(制限4割)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	同一建物減算	22単位 減算		60%	-22
A7	1596	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・定超(制限4割)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	定員超過利用減算	32単位 減算		60%	-32
A7	1597	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・人欠(制限4割)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	人員基準欠如減算	32単位 減算		60%	-32
A7	1532	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1(制限4割)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1798単位の43/1000 加算	60%		77	
A7	1598	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・同一(制限4割)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	同一建物減算	16単位 減算		60%	-16
A7	1599	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・定超(制限4割)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	定員超過利用減算	23単位 減算		60%	-23
A7	1600	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・人欠(制限4割)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	人員基準欠如減算	23単位 減算	60%	-23	

サービスコード	サービス内容略称		算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
	種類	項目						
A7	1533	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1(制限4割)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		1798単位の23/1000 加算	60%	41	
A7	1601	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・同一(制限4割)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	同一建物減算	8単位 減算	60%	-8
A7	1602	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・定超(制限4割)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		定員超過利用減算	12単位 減算	60%	-12
A7	1603	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・人欠(制限4割)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		人員基準欠如減算	12単位 減算	60%	-12
A7	1536	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2(制限4割)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			3621単位の59/1000 加算	60%	214
A7	1604	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・同一(制限4割)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	同一建物減算	45単位 減算	60%	-45
A7	1605	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・定超(制限4割)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		定員超過利用減算	64単位 減算	60%	-64
A7	1606	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・人欠(制限4割)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		人員基準欠如減算	64単位 減算	60%	-64
A7	1537	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2(制限4割)	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			3621単位の43/1000 加算	60%	156
A7	1607	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・同一(制限4割)	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	同一建物減算	33単位 減算	60%	-33
A7	1608	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・定超(制限4割)	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		定員超過利用減算	47単位 減算	60%	-47
A7	1609	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・人欠(制限4割)	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		人員基準欠如減算	47単位 減算	60%	-47
A7	1538	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2(制限4割)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			3621単位の23/1000 加算	60%	83
A7	1610	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・同一(制限4割)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	同一建物減算	17単位 減算	60%	-17
A7	1611	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・定超(制限4割)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		定員超過利用減算	25単位 減算	60%	-25
A7	1612	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・人欠(制限4割)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		人員基準欠如減算	25単位 減算	60%	-25
A7	1541	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算1(制限4割)	定員超過の場合、又は看護・介護職員が欠員の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1170単位の59/1000 加算	60%	69
A7	1542	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算1(制限4割)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1170単位の43/1000 加算	60%	50
A7	1543	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算1(制限4割)	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2	1170単位の23/1000 加算	60%	27
A7	1546	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算1(制限4割)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		2400単位の59/1000 加算	60%	142
A7	1547	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算1(制限4割)	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	2400単位の43/1000 加算	60%	103
A7	1548	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算1(制限4割)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		2400単位の23/1000 加算	60%	55
A7	1551	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算2(制限4割)	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1296単位の59/1000 加算	60%	76
A7	1552	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・減算2(制限4割)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1296単位の43/1000 加算	60%	56
A7	1553	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算2(制限4割)	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2	1296単位の23/1000 加算	60%	30
A7	1556	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算2(制限4割)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		2676単位の59/1000 加算	60%	158
A7	1557	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算2(制限4割)	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	2676単位の43/1000 加算	60%	115
A7	1558	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算2(制限4割)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		2676単位の23/1000 加算	60%	62
A7	6336	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1(制限4割)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			1798単位の12/1000 加算	60%	22
A7	6392	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・同一(制限4割)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	同一建物減算	5単位 減算	60%	-5
A7	6393	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・定超(制限4割)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		定員超過利用減算	7単位 減算	60%	-7
A7	6394	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・人欠(制限4割)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		人員基準欠如減算	7単位 減算	60%	-7
A7	6337	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1(制限4割)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)			1798単位の10/1000 加算	60%	18
A7	6395	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・同一(制限4割)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	同一建物減算	4単位 減算	60%	-4
A7	6396	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・定超(制限4割)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		定員超過利用減算	5単位 減算	60%	-5
A7	6397	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・人欠(制限4割)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		人員基準欠如減算	5単位 減算	60%	-5
A7	6338	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2(制限4割)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			3621単位の12/1000 加算	60%	43
A7	6398	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・同一(制限4割)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	同一建物減算	9単位 減算	60%	-9
A7	6399	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・定超(制限4割)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		定員超過利用減算	13単位 減算	60%	-13
A7	6400	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・人欠(制限4割)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		人員基準欠如減算	13単位 減算	60%	-13
A7	6339	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2(制限4割)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)			3621単位の10/1000 加算	60%	36
A7	6401	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・同一(制限4割)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	同一建物減算	7単位 減算	60%	-7
A7	6402	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・定超(制限4割)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		定員超過利用減算	11単位 減算	60%	-11
A7	6403	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・人欠(制限4割)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		人員基準欠如減算	11単位 減算	60%	-11
A7	6340	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・減算1(制限4割)	定員超過の場合、又は看護・介護職員が欠員の場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1170単位の12/1000 加算	60%	14
A7	6341	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・減算1(制限4割)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		1170単位の10/1000 加算	60%	12
A7	6342	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・減算1(制限4割)	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	2400単位の12/1000 加算	60%	29
A7	6343	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・減算1(制限4割)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		2400単位の10/1000 加算	60%	24
A7	6344	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・減算2(制限4割)	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1296単位の12/1000 加算	60%	16
A7	6345	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・減算2(制限4割)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		1296単位の10/1000 加算	60%	13
A7	6346	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・減算2(制限4割)	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	2676単位の12/1000 加算	60%	32
A7	6347	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・減算2(制限4割)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		2676単位の10/1000 加算	60%	27

サービスコード		サービス内容略称	サービスコード	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A7	6368	通所型サービスベースアップ等支援加算1(制限4割)	☑ 介護職員等ベースアップ等支援加算	事業対象者・要支援1	1798単位の11/1000 加算	60%	20	1月につき	
A7	6404	通所型サービスベースアップ等支援加算1・同一(制限4割)			同一建物減算	4単位 減算	60%		-4
A7	6405	通所型サービスベースアップ等支援加算1・定超(制限4割)			定員超過利用減算	6単位 減算	60%		-6
A7	6406	通所型サービスベースアップ等支援加算1・人欠(制限4割)			人員基準欠如減算	6単位 減算	60%		-6
A7	6369	通所型サービスベースアップ等支援加算2(制限4割)		事業対象者・要支援2	3621単位の11/1000 加算	60%	40		
A7	6407	通所型サービスベースアップ等支援加算1・同一(制限4割)			同一建物減算	8単位 減算	60%		-8
A7	6408	通所型サービスベースアップ等支援加算1・定超(制限4割)			定員超過利用減算	12単位 減算	60%		-12
A7	6409	通所型サービスベースアップ等支援加算1・人欠(制限4割)			人員基準欠如減算	12単位 減算	60%		-12
A7	6370	通所型サービスベースアップ等支援加算1(制限4割)	タ 介護職員等ベースアップ等支援加算	定員超過の場合、又は看護・介護職員が欠員の 場合	事業対象者・要支援1	1170単位の11/1000 加算	60%	13	1月につき
A7	6371	通所型サービスベースアップ等支援加算2(制限4割)		事業対象者・要支援2	2400単位の11/1000 加算	60%	26		
A7	6372	通所型サービスベースアップ等支援加算1(制限4割)	タ 介護職員等ベースアップ等支援加算	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物 から利用する者に通所型サービス(独自/定率) を行う場合	事業対象者・要支援1	1296単位の11/1000 加算	60%	14	
A7	6373	通所型サービスベースアップ等支援加算2(制限4割)		事業対象者・要支援2	2676単位の11/1000 加算	60%	29		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	サービスコード	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A7	1561	通所型サービス11・定超(制限4割)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	定員超過の場合 × 70%	60%	1259	1月につき
A7	1562	通所型サービス11日割・定超(制限4割)			日割りの場合		59単位	60%	41
A7	1563	通所型サービス12・定超(制限4割)		事業対象者・要支援2	3621単位		60%	2535	1月につき
A7	1564	通所型サービス12日割・定超(制限4割)			日割りの場合		119単位	60%	83

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	サービスコード	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A7	1565	通所型サービス11・人欠(制限4割)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	60%	1259	1月につき
A7	1566	通所型サービス11日割・人欠(制限4割)			日割りの場合		59単位	60%	41
A7	1567	通所型サービス12・人欠(制限4割)		事業対象者・要支援2	3621単位		60%	2535	1月につき
A7	1568	通所型サービス12日割・人欠(制限4割)			日割りの場合		119単位	60%	83

事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合

サービスコード		サービス内容略称	サービスコード	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位			
種類	項目									
A7	1569	通所型サービス1・同一建物(制限4割)	イ 通所型サービス費(独自/定率)	事業対象者・要支援1	1672単位	所定単位(376単位)を減算	60%	1296	1月につき	
A7	1570	通所型サービス1日割・同一建物(制限4割)			55単位		60%	43	1日につき	
A7	1571	通所型サービス2・同一建物(制限4割)		事業対象者・要支援2	3428単位		所定単位(752単位)を減算	60%	2676	1月につき
A7	1572	通所型サービス2日割・同一建物(制限4割)			113単位			60%	88	1日につき

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、

「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「定員超過の場合」及び「看護・介護職員が欠員の場合」の各減算を適用する場合、

減算分を含めた基本報酬を算定し、処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、当該加算の算定と同時に対応する減算項目も一緒に算定してください。

※色分けは以下のとおりです。

新設	水色
変更	黄色
廃止	灰色

館林市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	要支援1・2、事業対象者	442単位	1月につき	
AF	2112	介護予防ケアマネジメントA・虐待防止	高齢者虐待防止措置未実施減算	438		
AF	2113	介護予防ケアマネジメントA・虐待防止・業務継続	4単位減算 業務継続計画未実施減算	4単位減算 434		
AF	2114	介護予防ケアマネジメントA・業務継続	業務継続計画未実施減算	4単位減算 438		
AF	3111	介護予防ケアマネジメントC	要支援1・2、事業対象者	742単位		
AF	3112	介護予防ケアマネジメントC・虐待防止	高齢者虐待防止措置未実施減算	738		
AF	3113	介護予防ケアマネジメントC・虐待防止・業務継続	4単位減算 業務継続計画未実施減算	4単位減算 734		
AF	3114	介護予防ケアマネジメントC・業務継続	業務継続計画未実施減算	4単位減算 738		
AF	4001	介護予防ケア初回加算	□ 初回加算	300単位加算		300
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算		300

※色分けは以下のとおりです。

新設	水色
変更	黄色
廃止	灰色